

さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会弔慰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会の弔慰行為について必要な事項を定める。

(該当要件)

第2条 さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会（以下「部会」という。）からの弔慰行為を受ける場合の対象者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 在任期間中の部会理事（以下「理事」という。）
- (2) 部会登録チームの代表指導者
- (3) 理事の実父母、同居の配偶者・父母・子
- (4) その他、部会長が必要と認めた者

(内容及び基準)

第3条 弔慰行為の内容及び基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者の死亡の場合、献花又は弔慰金を支給する。ただし、弔慰金は10,000円を限度とする。
- (2) その他、部会長が必要と認めた場合、献花・弔慰金・弔電など重複して対応できる。

(名義及び差出名)

第4条 弔慰行為の名義、差出名は「さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会」とする。

(弔慰行為要件)

第5条 弔慰行為は、葬儀日以前に部会長あてに連絡のあった場合のみ行うものとする。

(改正要件)

第6条 この規程の改正は、部会理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月2日から一部改正施行する。